

お知らせ

 2020年 1月 17日
 九州電力株式会社

**玄海原子力発電所 3, 4号機の特定重大事故等対処施設に係る
 工事計画認可申請書を提出しました**
 — 「新たに設置する設備等」に係る申請 —

当社は、2019年 4月 3日に原子炉設置変更許可を頂きました玄海原子力発電所 3, 4号機の特定重大事故等対処施設について、工事計画認可申請の手続きを、「原子炉補助建屋等に設置する設備」、「新たに設置する建屋等」、「新たに設置する設備等」の3つに分割しており、本日、「新たに設置する設備等」に係る申請書を原子力規制委員会へ提出しました。

当社は、今後とも、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の安全性及び信頼性向上に取り組んでまいります。

(参考)

○特定重大事故等対処施設設置工事を効率的に行うことを目的として、工事計画認可申請の手続きを「原子炉補助建屋等に設置する設備」、「新たに設置する建屋等」、「新たに設置する設備等」の3つに分割しています。

○玄海原子力発電所 3, 4号機の特定重大事故等対処施設に係る申請状況

| | 玄海 3号機 | 玄海 4号機 |
|-------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 原子炉補助建屋等に設置する設備 | (申請)2019. 5. 16 (認可)2019. 11. 28 | (申請)2019. 6. 18 (認可)2019. 11. 28 |
| 新たに設置する建屋等 | (申請)2019. 9. 19 (補正)2020. 1. 10 | (申請)2019. 9. 19 (補正)2020. 1. 10 |
| <u>新たに設置する設備等</u> | (申請) <u>2020. 1. 17(今回)</u> | (申請) <u>2020. 1. 17(今回)</u> |

以 上